

大分市告示第 562 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を次のとおり指定する。

令和 3 年 11 月 11 日

大分市長 佐藤 樹一郎



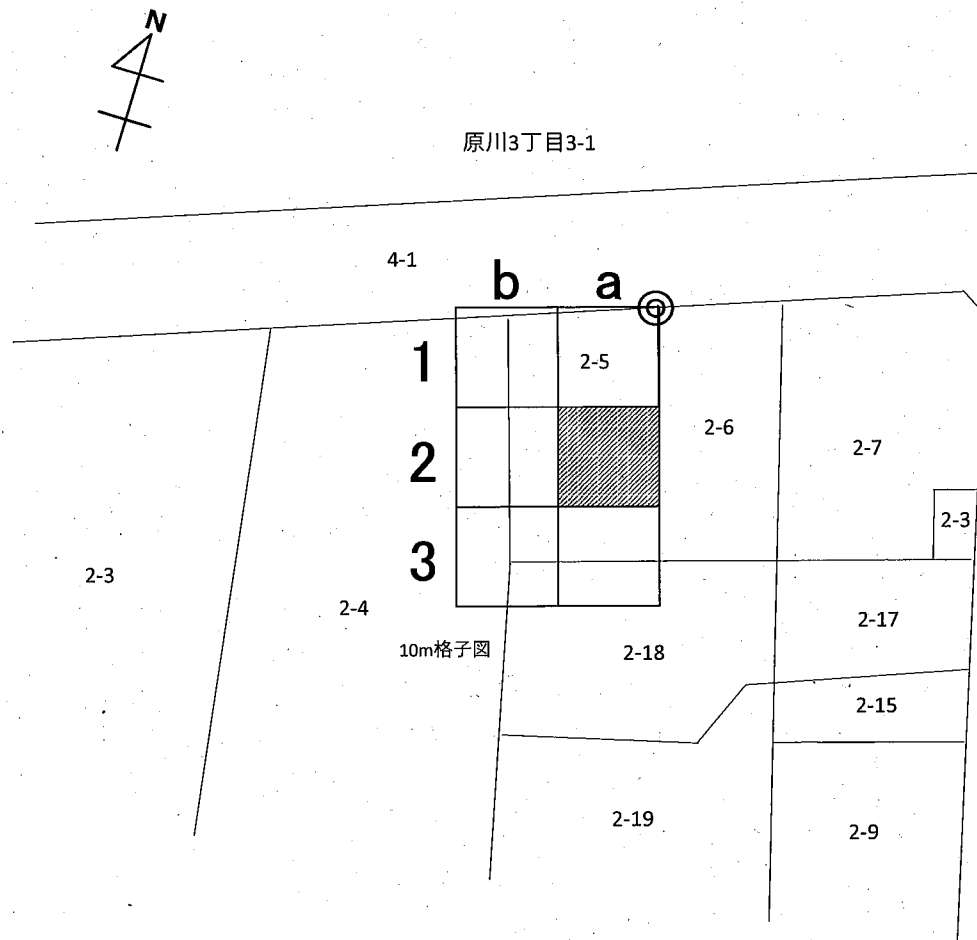
1. 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大分市原川 3 丁目 2-5 の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の
基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



< 起点 >
 起点は、原川3丁目2-5の最北端の地点とする。

< 格子の回転角度 >
 72° 00' 00"
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

- ◎ 起点
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域